

旭医大達第163号
令和3年10月25日

旭川医科大学学生規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野 丈夫

旭川医科大学学生規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学学生規程の一部を改正する規程（令和3年旭医大達第57号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2章 入学誓約書等</p> <p>(入学誓約書, 実習に伴う誓約書, 連帯保証書及び学生調査書)</p> <p>第2条 旭川医科大学（以下「本学」という。）の入学試験に合格した旨の通知を受けた者は, 入学誓約書（別紙様式第1号の1）, 実習に伴う誓約書（別紙様式第1号の2）, 連帯保証書（別紙様式第2号）及び学生調査書（別紙様式第3号）を学長に提出しなければならない。</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第3条 連帯保証人は本学の教育方針に協力し, 保証する学生の身上及び授業料等の納付についての責任を負うものとする。</p> <p>2 連帯保証人は, 保証する学生が死亡又は行方不明になったときは, 死亡診断書（死体検案書）又は理由書を付して学長に届け出るものとする。</p> <p>3 連帯保証人を変更したとき又は連帯保証人が住所変更若しくは改姓等をしたときは, 直ちに連帯保証書を再提出しなければならない</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>第2章 入学誓約書等</p> <p>(入学誓約書, 実習に伴う誓約書, 連帯保証書及び学生調査書)</p> <p>第2条 旭川医科大学（以下「本学」という。）の入学試験に合格した旨の通知を受けた者は, 入学誓約書（別紙様式第1号の1）, 実習に伴う誓約書（別紙様式第1号の2）, 連帯保証書（別紙様式第2号）及び学生調査書（別紙様式第3号）を学長に提出しなければならない。</p> <p>(連帯保証人)</p> <p>第3条 連帯保証人は本学の教育方針に協力し, 保証する学生の身上及び授業料等の納付についての責任を負うものとする。</p> <p>2 連帯保証人は, 保証する学生が死亡又は行方不明になったときは, 死亡診断書（死体検案書）又は理由書を付して学長に届け出るものとする。</p> <p>3 連帯保証人を変更したとき又は連帯保証人が住所変更若しくは改姓等をしたときは, 直ちに連帯保証書を再提出しなければならない</p>

い。

第4条～第24条（略）

附 則（令和3年旭医大達第57号）

この規程は、令和3年6月25日から施行し、改正後の別紙様式第2号については、令和2年4月1日以降の入学者から適用する。ただし、令和2年3月31日以前から在籍している者が、第3条第3項により連帯保証書を再提出するときは、改正後の別紙様式第2号を適用するものとする。

附 則

この規程は、令和3年10月25日から施行し、改正後の旭川医科大学学生規程の一部を改正する規程は、令和3年6月25日から適用する。

（略）

い。

第4条～第24条（略）

附 則（令和3年旭医大達第57号）

この規程は、令和3年6月25日から施行し、改正後の別紙様式第2号については、令和2年4月1日以降の入学者から適用する。

（略）

様式第2号（第2条関係）

様式第2号(第2条関係)

連 帯 保 証 書

旭川医科大学長 殿

提出区分	提出年月日	学生証番号又は受験番号
新規・変更(変更事項)	年 月 日	

[学 生]

ふりがな	本籍地
氏名	—
ふりがな	
住所	(〒)

貴学に入学を許可されました上記の者の入学科及び在籍中の授業料（下記表において、上記の者が在籍する学生区分の学期ごとの金額及び極度額）の納入は、本人と連帯して私が責任を負い、貴学にご迷惑をかけないことを誓約いたします。

[連帯保証人]

ふりがな	学生との続柄	職業
氏名	—	—
ふりがな		電話番号
住所	〒	固定電話(職場・自宅)
E-mail		携帯電話

授業料請求書の送付先(番号を○で囲む)	1	連帯保証人
	2	学生本人

学生区分別の入学科及び授業料の金額

学生区分	入学科(入学時に1回納入)	授業料(前期・後期ごとに納入)			
		学期ごとの金額	標準的な所要額(修了に必要な在学期間と授業料の総額)	極度額(最長在学期間と授業料の総額)	
	円	年額 円 (前期 円 後期 円)	年: 円	年: 円	

※授業料の金額は、『旭川医科大学授業料その他の費用に関する規程』に定めています。
 ※「極度額」は、連帯保証人が支払いの責任を負う上限額です。
 ※「在学期間」は、学生が最長で在学できる期間です。この期間に休学期間は含みません。

記入上の注意事項

- 1) 本書は入学科、授業料等の学納金請求を用途とし、会計課にて保管します。
- 2) 本籍地は都道府県のみ記入してください。
- 3) 連帯保証人は父母又はこれに準ずる者(学費支給人)で、確実に連帯保証人としての責務を果たすことができる人に限ります。
- 4) 入学科又は授業料等の納入に問題が発生した場合や確認を要する事態が発生した場合等に大学から連絡する可能性がありますので、確実に連絡がつく住所・電話番号等を記入してください。
- 5) 連帯保証人の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに本書を再提出してください。
- 6) 姓名の変更にあたっては、戸籍抄本又は住民票を添付してください。

(略)

様式第2号（第2条関係）

様式第2号(第2条関係)

連 帯 保 証 書

旭川医科大学長 殿

提出区分	提出年月日	学生証番号又は受験番号
新規・変更(変更事項)	年 月 日	

[学 生]

ふりがな	本籍地
氏名	—
ふりがな	
住所	(〒)

貴学に入学を許可されました上記の者の入学科及び在籍中の授業料（下記表において、上記の者が在籍する学生区分の学期ごとの金額及び極度額）の納入は、本人と連帯して私が責任を負い、貴学にご迷惑をかけないことを誓約いたします。

[連帯保証人]

ふりがな	学生との続柄	職業
氏名	—	—
ふりがな		電話番号
住所	〒	固定電話(職場・自宅)
E-mail		携帯電話

授業料請求書の送付先(番号を○で囲む)	1	連帯保証人
	2	学生本人

学生区分別の入学科及び授業料の金額

学生区分	入学科(入学時に1回納入)	授業料(前期・後期ごとに納入)			
		学期ごとの金額	標準的な所要額(修了に必要な在学期間と授業料の総額)	極度額(最長在学期間と授業料の総額)	
	円	年額 円 (前期 円 後期 円)	年: 円	年: 円	

※授業料の金額は、『旭川医科大学授業料その他の費用に関する規程』に定めています。
 ※「極度額」は、連帯保証人が支払いの責任を負う上限額です。
 ※「在学期間」は、学生が最長で在学できる期間です。この期間に休学期間は含みません。

記入上の注意事項

- 1) 本書は入学科、授業料等の学納金請求を用途とし、会計課にて保管します。
- 2) 本籍地は都道府県のみ記入してください。
- 3) 連帯保証人は父母又はこれに準ずる者(学費支給人)で、確実に連帯保証人としての責務を果たすことができる人に限ります。
- 4) 入学科又は授業料等の納入に問題が発生した場合や確認を要する事態が発生した場合等に大学から連絡する可能性がありますので、確実に連絡がつく住所・電話番号等を記入してください。
- 5) 連帯保証人の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに本書を再提出してください。
- 6) 姓名の変更にあたっては、戸籍抄本又は住民票を添付してください。

(略)

